

令和6年第5回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年5月27日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
6番	杉村 由幸	7番	瀧 信義
10番	木村 均	17番	小原 正広

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	長崎 倫典
主査	山本 愛	主任	大橋 崇史

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第5回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、杉村委員、瀧委員、木村委員、小原委員の4名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

田植えの時期を迎え、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。それでは、只今から、令和6年第5回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、18番竹田委員、19番八木委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部農地について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

贈与での所有権移転です。

受人は、伯父の渡人に代わり自宅近隣の申請地で長年耕作を続けており、渡人の申し出を受け申請地を取得するものです。

受人は、今回の申請で改めて3,658㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日、世帯では210日農業に従事する計画となっております。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、甥の渡人に代わり自宅に隣接する申請地で長年耕作を続けており、渡人の申し出を受け申請地を取得するものです。受人は、今回の申請で改めて167㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号3番、4番につきましては、交換による所有権移転のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

受人には隣接又は近隣に自己所有農地があり、効率的に農作業ができることから農地の交換を行うものです。番号3番の受人は現在472,177.3㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯で500日、番号4番の受人は現在2,062㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯で350日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地を取得することにより72㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、叔父の渡人に代わり申請地で長年耕作を続けており、渡人の申し出を受け申請地を取得するものです。受人は現在5,305㎡の農地を耕作しており、個人で年間340日、世帯で1,020日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。受人は現在16,133.91㎡の農地を耕作しており、個人で年間320日、世帯で570日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は岐阜県海津市でトマトのハウス栽培をしており、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。受人は現在7,253 m²の農地で耕作しており、個人で年間300日、世帯で730日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。受人は現在4,077 m²の農地で耕作しており、個人で年間180日農業に従事しています。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。受人は現在16,798.35 m²の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では600日農業に従事しています。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し規模拡大するものです。受人は現在3,147 m²の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では270日農業に従事しています。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。受人は現在13,145 m²の農地を耕作しており、個人で年間80日、世帯では360日農業に従事しています。

番号13番、番号14番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。法人で議決権を持つ農業関係者は4名で、年間900日農業に従事しております。農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として農地を所有するものです。

番号15番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、遠方で管理が困難な渡人の申し出を受け、申請地を取得するものです。受人は、今回の申請で514㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号16番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。受人は現在1,977㎡の農地を耕作しており、個人で年間230日、世帯では380日農業に従事しています。

番号17番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。受人は現在366㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では160日農業に従事しています。

番号18番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。受人は現在1,758㎡の農地を耕作しており、個人で年間90日、世帯では300日農業に従事しています。

番号19番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。受人は現在55,206㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では250日農業に従事しています。

番号20番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

申請地は受人の自宅敷地内にある耕作地と隣接し、現在も管理を行っている経緯を踏まえ申請地を取得するものです。受人は現在、愛西市内で1,479㎡の農地を耕作しており、個人で年間180日、世帯では360日農業に従事しています。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計20件、移動の土地は、田 22筆 10,807㎡、畑 10筆 6,811㎡、合計32筆 17,618㎡です。

以上20件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、申請地の対価、申請人について、参考としてお手元に配付しております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。ここで農地転用資料の訂正をお願いします。農地法第4条・第5条に係る許可要件と書かれた資料の5条の5番の許可要件ですが、申請地の街区内の宅地率が40%以上あり市街化の傾向が著しいため。と訂正をお願いします。農地区分については変更ありません。訂正した上で進めさせていただきます。

それでは、8ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは貸駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、9ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、2件 転用の土地 田 1筆 372㎡、畑 1筆 351㎡ 合計 2筆 723㎡です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

10ページをお願いします。議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地で、宅地 589.92㎡と一体利用します。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第3種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、12ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは薬局を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、13ページの総括表をごらん下さい。

5条の申請件数は、8件 転用の土地 田 4 筆 1,640 m² 畑 4 筆 1,492 m²、合計 8 筆 3,132 m²です。

以上 5条申請 8件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 14 ページをお願い致します。

議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

15 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 9 筆、使用貸借権の設定は 17 筆です。

貸借期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。

17 ページ総括表をお願い致します。

田 22 筆、畑 4 筆、合計 26 筆 18,529 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 18 ページをお願いします。

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

19 ページをお願いします。

番号1番

特例適用農地は

申請地 地目 面積 被相続人 相続人を朗読。

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和5年10月8日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されてきました。

20 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件

田 5筆 3,935㎡ になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。日程第6議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7議案第26号 令和5年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

21 ページをお願いします。

議案第 26 号令和 5 年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価の決定について

農業委員会による最適化活動の推進等について、令和 5 年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求める。本日付け提出、会長名でございます。

こちらは、農業委員会等に関する法律第 37 条、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について点検・評価し、インターネット等を利用し適切な方法で公表しなければならない。」に基づき議案としてお諮りするものです。お手元に配付した『令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表』をお願いします。

1 ページ目の

「I 農業委員会の状況」は、現在の農業委員会の体制と、農家・農地等の概要として各種統計等の数値を記載しています。

2 ページ目の

農業委員会の実績及び点検・評価結果としまして、

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積について記載しております。

中段③実績としまして、管内の農地面積に対する、令和 5 年度末までに集積が行われた面積の割合は、31.0%となり、目標に対する達成率は、76.2%となりました。

田に比べて、畑の借り手が少なく畑の集積が進んでいない状況が続いています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消 についてです。

3 ページに入りまして

③実績としましては、今年に緑区分（草生）、草生えを解消した面積は、12.8ha で、目標に対する達成状況は、182.3%となりました。

目標を大幅に超える遊休農地が解消されたものの、新たに 10.2ha の遊休農地が発生したこととなり、現在、72.1ha の遊休農地が市内には存在することとなります。

なお、遊休農地の把握の方法としましては、推進委員さんに年 3 回農地パトロールをお願いしており、確認された遊休農地を集計したものとなります。

同じく 3 ページ下段 (3) 新規参入についてです。4 ページに入りまして

③実績としましては、新規就農により、7 経営体、面積として 1.1ha となりました。

続きまして、2 最適化活動の活動目標です

(1) 推進委員さんが行う活動としまして、一人当たり月 6 日程度となっております。これは、活動記録簿をつけていただいております、把握した活動記録となります。

(2) 活動強化月間の設定及び 5 ページの (3) 新規参入相談会への参加としましては、記載のとおりとなります。

農地パトロールにより把握された遊休農地の所有者等に、今後の農地の利用について、意向アンケートを行い、自作ができないと回答した所有者に対しては、農地中間管理機構へ借り受けが可能かどうかの照会を行いました。

今回提出させていただいた評価検討につきましては、目標に対して概ね期待通りの結果が得られたものと、事務局では評価しておりますが、更なる新規農業者の参入を促進し、遊休農地の減少に努めることが必要であると考えます。

最後に 6 ページの「Ⅲ 事務の実施状況」です。

1 農業委員会総会を毎月開催したこと、

2 農地法第 3 条の 1 年間の処理件数が、173 件であったこと

3 調整区域内の農地転用に関する事務として、200 件処理を行ったことを記載しております。

4 の違反転用への対応としましては、現在、市内全域での違反転用面積の把握はできておりませんが、違反転用事案の発生が確認された場合には、早期に是正に努めてまいります。

説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。日程第 7 議案第 26 号 令和 5 年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 8 報告第 12 号 現況証明願の報告について から日程第 12 報告第 16 号農地法第 5 条の規定による許可の取下の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 22 ページをお願いします。

報告第12号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

23 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和8年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和59年より農業用倉庫として利用しておりました。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和43年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和54年より及び平成14年より、住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、24 ページをお願いします。

報告第13号 農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

25 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場の設置による転用でございます。

26 ページ総括表をお願いします。

申請件数 1件 畑 1筆 205㎡ 合計 1筆 205㎡ です。

続きまして27 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

続きまして、28 ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、駐車場の設置による転用でございます。

29 ページ総括表をお願いします。

申請件数 3 件 田 2 筆 443 m² 畑 2 筆 219 m² 合計 4 筆 662 m²です。

つづきまして、30 ページをお願いいたします。

報告第 14 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてです。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

31 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

32 ページの総括表をお願いします。

申請件 3 件 田 8 筆 3,276 m² 畑 1 筆 297 m² 合計 9 筆 3,573 m²です。

33 ページをお願いいたします。

報告第 15 号農地法第 3 条の規定による許可の取消の報告について

農地法第 3 条の規定による許可の取消願いが提出されたので報告する。本日付提出会長名
でございます。

34 ページをお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちら地目は田ですが、現場は畑でございます。

こちらは令和 6 年 2 月 26 日に農地法第 3 条で許可を取得した農地になりますが、双方より

申し出があったため、許可を取り消すものです。

35 ページ、総括表をお願いいたします。

申請件数 1 件 田 1 筆 370 m² 合計 1 筆 370 m²です。

36 ページをお願いします。

報告 16 号農地法第 5 条の規定による許可の取下の報告について
農地法第 5 条の規定による許可の取下願が提出されたので報告する。
本日付け提出、会長名でございます。

37 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、転用計画を見直したため、申請を取り下げるものです。

38 ページ総括表をお願いします。

申請件数 1 件 田 2 筆 325 m² 畑 1 筆 282 m² 合計 3 筆 607 m²です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和6年第5回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 50 分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

18 番委員

竹田 八重子

19 番委員

八木 章嘉